

# 所得拡大促進税制が拡充されました！

## ●概要

平成29年度税制改正で、従業員への給与などの支給額を上げた場合に、税額控除ができる制度(所得拡大促進税制)の控除額が大きくなりました。

以下、適用要件等を説明いたします。

## ●適用要件

改正後の「所得拡大促進税制」の適用要件は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に開始する事業年度(個人事業主の場合は、平成30年1月1日から平成30年12月31日)において、従業員に対して給与等を支給し、以下の3つの要件を満たした場合、税額控除が出来る制度です。

また、本制度は青色申告書を提出している法人又は個人事業主が対象となります。

- ① 給与等支給額が、基準事業年度(※1)の給与等支給額と比較して3%以上増加していること。大企業は5%以上増加していること。
- ② 給与等支給額が、前事業年度の給与等支給額等以上であること。
- ③ 平均給与等支給額が、前事業年度の平均給与等支給額を超えていること。大企業は、前事業年度比で2%以上増加していること。

(※1) 基準事業年度とは、「平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度」をいいます。

## ●対象となる給与等支給額

給与等支給額とは、国内の事業所に勤務する従業員に支給する給与、賞与等の支給額



で、役員及び役員の親族、使用人兼務役員に対して支給する給与や賞与等は除かれます。

また、海外の支店に勤務する従業員、適用する年度の新入社員及び前事業年度中の退職者に支給した給与や賞与は、給与等支給額に含めません。

平均給与等支給額は、下記の計算式で算出します。

「適用年度の給与等支給額」÷「従業員の数の各月合計数」

## ●改正点

控除できる税額は、以下の様に改正されました。控除限度額は「当期の法人税額×20%」のまま改正はありません(大企業は10%)。

○中小企業(資本金1億円以下)

改正前	改正後
給与等支給増加額×10%	平均給与が前年度より2%以上増加した場合、前年度からの支給増加額×12%を左記の控除額に上乗せ
	上記以外の場合 雇用人給与等支給増加額×10%

○大企業(資本金1億円超など)

改正前	改正後
給与等支給増加額×10%	前年度からの支給増加額×2%を左記の税額控除額に上乗せ

## ●適用例

単位: 万円

事業年度	給与等支給額	支給者数	平均給与等支給額	法人税額
基準事業年度	2,000	50	40	400
H29.3月期	2,132	52	41	300
H30.3月期	② 2,322	54	43	300
増加額	① 322	-	③ 2	-

以下、3月決算の中小企業のケースで例示をいたします。

給与等支給額が、①基準事業年度と比較して3%以上増加しており(322万円・16.1%増加)、②前事業年度の支給額を上回り(190万円増)、③平均給与等支給額も前事業年度に比べ、増加(2万円増)しています。

①~③より、上記の例は、所得拡大促進税制の適用要件を満たしますので、以下の金額をH30.3月期の法人税額から控除できます。

項目	算式	控除(限度)額
A 控除限度額	300万円(H30.3期法人税額)×20%	60万円
B 控除額①	322万円(基準年度からの支給増加額)×10%	32.2万円
C 控除額②	190万円(前年度からの支給増加額)×12%	22.8万円
D 控除可能額	控除額①+控除額② ※D≤Aとなることが条件	55.0万円

## ●本制度の利用にあたり

本制度の利用に際し、所定の書類の提出や届出など、特段の手続きの必要はありません。

ただし、本制度の適用を受けるためには、法人税(個人事業主の場合は所得税)の確定申告書に、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。

利用をお考えの際は、担当者までご相談ください。  
(森本 裕一)